

償却資産税申告のご案内

お申込み期限
1月21日
まで

償却資産税申告の時期が近づいてまいりましたのでご案内いたします。

お早めにお申込みください！（お申込み専用フォームより）

償却資産申告とは

償却資産申告とは、毎年1月1日時点において所有している償却資産について申告及び納付する手続きです。

《償却資産を所有している事業者様》 1月1日時点の償却資産の状況を申告する義務があります。

《償却資産を所有していない事業者様》 償却資産を保有していない旨の申告をする義務があります。

※ 免税点 札幌市の場合、償却資産が150万円未満のときは課税されません。（課税されなくても申告は必要です。）

申告の対象となる資産（償却資産）

- 減価償却の対象としている資産
- 決算期以降に取得された資産で固定資産に計上されていない資産
- 会社の帳簿に記載されていない資産
- 大型特殊自動車
- 償却済み資産（残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- 稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産
- 1個（又は1組）当たりの取得価格が10万円以上の資産
- 店舗の造作工事 等

必要書類

- 1月～12月に購入した固定資産の明細（年月日・資産名・内容・金額等 ※1個あたり10万円以上のもの）
※クラウド会計ソフトに入力済みの場合は当社で確認いたします。

手続きの流れ

1月

（書類作成・提出）

1. 償却資産申告書、全資産明細書、増加資産明細書、減少資産明細書の作成
2. 償却資産申告書の提出

提出期限：毎年1月末日
（休日の場合は翌営業日）

当社

電子申告

各市区町村

資産が所在する各市区町村ごとに申告が必要です

4月以降

（税額納付）

1. 納税通知書の交付
2. 償却資産税の納付（札幌市の場合は年4回の納付）

料金のご案内（税別）

- 基本料金 5,000円/市区町村1か所につき

【お問い合わせ窓口】

スズカ税理士法人【経営パートナー会計事務所】

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目3-4 フォージャース札幌ビル 4F

TEL：011-205-0921（代） FAX：011-205-0924 メール：kteam@suzuka-tax.jp ホームページ：http://www.suzuka-tax.jp/